

厚木市立図書館条例

昭和59年9月28日

条例第21号

改正 平成8年12月24日条例第27号

平成24年3月21日条例第9号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、厚木市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 厚木市立中央図書館

位置 厚木市中町1丁目1番3号

(平8条例27・全改)

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項の規定により、図書館に厚木市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験者

(3) 学校教育の関係者

(4) 社会教育の関係者

(5) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(平24条例9・一部改正)

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和60年2月1日から施行する。

2 厚木市立図書館条例(昭和46年厚木市条例第26号)は、廃止する。

3 この条例施行の際現に厚木市図書館協議会の委員である者は、この条例第3条に規定する厚木市図書館協

議会の委員とみなす。

附 則（平成8年条例第27号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第9号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第3条第1項に規定する厚木市図書館協議会の委員（以下「従前の協議会の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の同条第3項の規定により厚木市図書館協議会の委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における従前の協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。